

入居者の自己負担金一覧表（令和5年4月～）

社会福祉法人 守屋福祉会
特別養護老人ホーム 久留米豊昔久苑
(単位：円/月)

(31日の場合)

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護1	第二段階						390	12,090	820	25,420	58,714	
	第三段階①	661	20,491	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	81,964
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	103,974
	第四段階							1,445	44,795	2,006	62,186	128,185
	第四段階(2割)	1322	40,982	24	744	22	682	1,445	44,795	2,006	62,186	149,389
	第四段階(3割)	1983	61,473	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,006	62,186	170,593

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護2	第二段階						390	12,090	820	25,420	60,853	
	第三段階①	730	22,630	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	84,103
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	106,113
	第四段階							1,445	44,795	2,006	62,186	130,324
	第四段階(2割)	1460	45,260	24	744	22	682	1,445	44,795	2,006	62,186	153,667
	第四段階(3割)	2190	67,890	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,006	62,186	177,010

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護3	第二段階						390	12,090	820	25,420	63,116	
	第三段階①	803	24,893	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	86,366
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	108,376
	第四段階							1,445	44,795	2,006	62,186	132,587
	第四段階(2割)	1606	49,786	24	744	22	682	1,445	44,795	2,006	62,186	158,193
	第四段階(3割)	2409	74,679	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,006	62,186	183,799

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護4	第二段階						390	12,090	820	25,420	65,317	
	第三段階①	874	27,094	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	88,567
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	110,577
	第四段階							1,445	44,795	2,006	62,186	134,788
	第四段階(2割)	1748	54,188	24	744	22	682	1,445	44,795	2,006	62,186	162,595
	第四段階(3割)	2622	81,282	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,006	62,186	190,402

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日		
要介護5	第二段階						390	12,090	820	25,420	67,425	
	第三段階①	942	29,202	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	90,675
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	112,685
	第四段階							1,445	44,795	2,006	62,186	136,896
	第四段階(2割)	1884	58,404	24	744	22	682	1,445	44,795	2,006	62,186	166,811
	第四段階(3割)	2826	87,606	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,006	62,186	196,726

＜その他加算について＞

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1か月の介護報酬（看護体制加算Ⅰ・栄養マネジメント強化加算含む）×0.083（小数点第一位を四捨五入）が上記料金に加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算

1か月の介護報酬（看護体制加算Ⅰ・栄養マネジメント強化加算含む）×0.016（小数点第一位を四捨五入）が上記料金に加算されます。

※介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

1か月の介護報酬（看護体制加算Ⅰ・栄養マネジメント強化加算含む）×0.023（小数点第一位を四捨五入）が上記料金に加算されます。

※医師の食事箋に基づいた療養食（糖尿病食や腎臓病食等）の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。

＜介護保険負担限度額段

第一段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給の方
第二段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第三段階①	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第三段階②	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。